

# 1 青森県における令和6年4月以降の医療提供体制の概要

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、入院措置を原則とした行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行していくこととし、重点的・集中的支援により、冬の感染拡大に対応しつつ、着実に移行を進めてきた。  
**今般、本年3月末をもって移行期間を終了し、本年4月以降、通常の医療提供体制とする。**

## 外 来

- 広く一般的な医療機関で新型コロナの診療に対応。
- 「外来対応医療機関」の指定・公表は3月末で終了。
- 検査キット必要時は自己負担で購入し、受診必要時はかかりつけ医療機関等を自ら受診。

## 入 院

- 確保病床によらない形で、通常の入院医療提供体制の中で患者受入れ。
- 入院調整は、診療した医療機関が入院の可否を判断し、医療機関間で実施。
- G-MISによる入院患者数等の報告、県による入院ルートへの調査は3月末で終了。

(参考) 国による令和6年4月以降の対応

- 入院時の医療費、治療薬の費用に対する公費負担は3月末で終了  
(医療保険の負担割合に応じた通常の自己負担)
- 病床確保料(空床補償)等、コロナ関係補助金は3月末で終了

## 療 養

- 一般的な電話相談は、引き続き令和6年7月まで、県コールセンター(青森県新型コロナウイルス感染症総合電話相談)で対応。  
※医療機関の案内は終了。  
※子ども医療電話相談「#8000」に加え、令和6年8月から、大人の相談にも対応する救急安心センター事業「#7119」を運用開始予定。

急な病気等の際に、受診や救急車を呼ぶべきか迷う場合に、専門家からアドバイスを受けることができる電話相談窓口

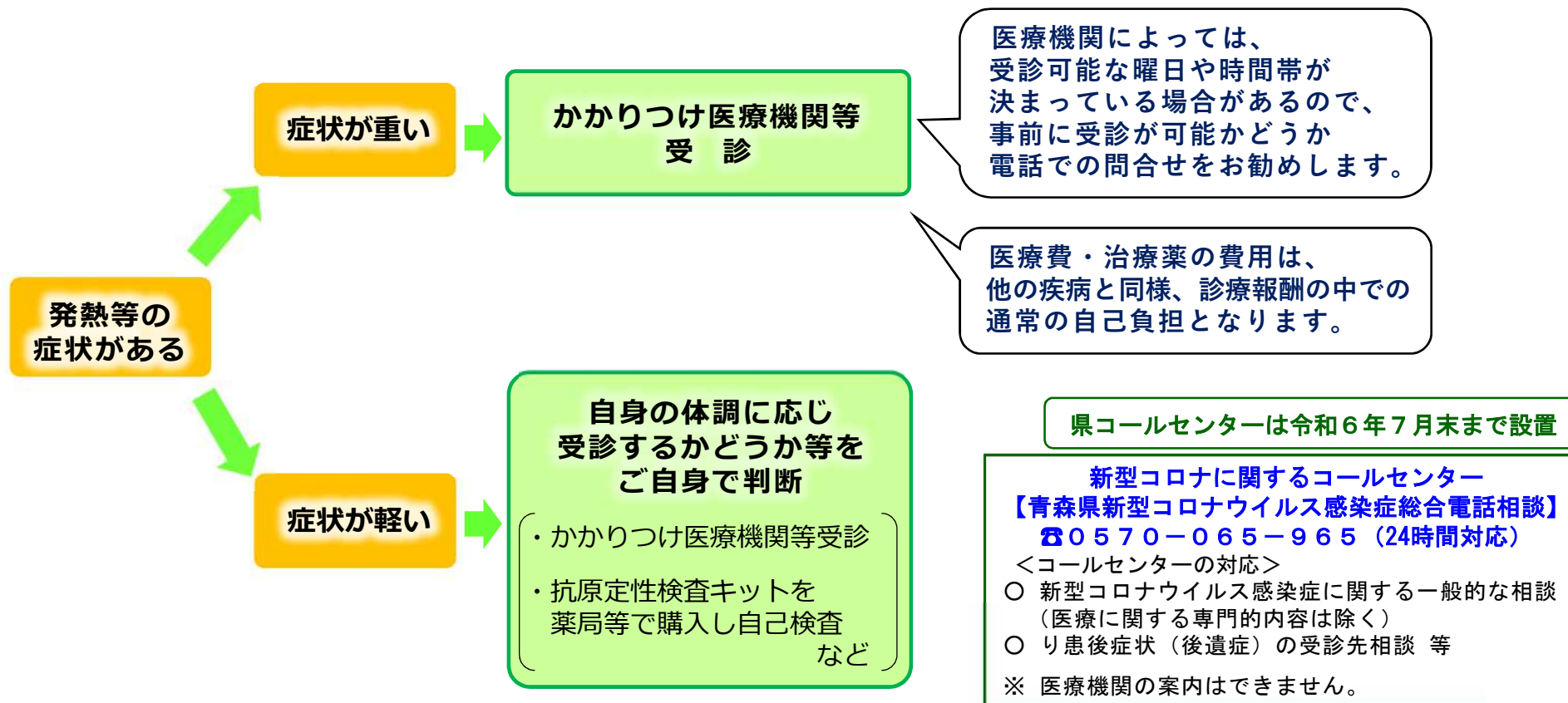
## その他

- 感染者数の公表は、原則毎週1回(木曜日)、県衛生研究所(現在の県環境保健センター)ホームページ(週報)で公表。
- 本県独自の注意報・警報基準は廃止。
- 県の「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」及び「新型コロナウイルス感染症医療対策会議」は廃止。

## 2 令和6年4月以降の県・国の対応の概要

|   | 項 目   | 令和5年10月～令和6年3月  | 令和6年4月以降  |
|---|---|---|---|
| 県 | 感染情報の把握・公表等   |   |   |
|   | 【感染者数の公表】<br>・定点医療機関報告の患者数<br>・入院医療機関報告の在院者数                | 毎週1回（木曜日）<br>・県環境保健センター「週報」で定点報告患者数を公表<br>・県保健衛生課で定点報告患者数の詳細、在院者数を公表  | <b>継 続</b><br>〔 県衛生研究所「週報」で定点報告患者数を公表 〕<br>〔 県保健衛生課での公表は終了 〕  |
|   | 注意報・警報の発表   | R5年8月31日から<br>県独自基準を設定し運用開始   | <b>終 了</b><br>（ 県独自基準を廃止 ）  |
|   | ゲノム解析の実施  | 県環境保健センターで実施<br>（ 6病院に陽性検体の提供を委託 ）  | <b>継 続（県衛生研究所で実施）</b><br>（ 民間検査機関に検体の提供を依頼 ）  |
|   | 各種相談対応  |   | 急な病気等の際に、受診や救急車を呼ぶべきか迷う場合に、<br>専門家からアドバイスを受けることができる電話相談窓口   |
|   | 【県コールセンターの設置】<br>・一般的な相談<br>・外来対応医療機関の案内<br>・り患後症状の受診先の相談 等 | 「青森県新型コロナウイルス感染症総合電話相談」<br><電話：0570-065-965>（年中無休、24時間対応）<br>※通話料金は、電話をかけた方の負担。                                     | <b>継 続（7月まで）</b><br>（ただし外来対応医療機関<br>の案内は3月末で終了）<br>〔 R6年8月から新たに<br>救急安心センター事業<br>（#7119）を開始予定 〕     |
| 国 | 医療提供体制（外来、入院）   |   |   |
|   | 外 来   | 外来対応医療機関で対応<br>（診療報酬上の特例あり）   | <b>外来対応医療機関の指定（公表）なし</b><br>〔 他の疾病と同様、幅広い医療機関で対応 〕<br>〔 診療報酬上の特例は終了、発熱患者等への診療に加算 〕                  |
|   | 入 院   | 対象者を重点化し、感染段階に応じ病床確保料を補助<br>（診療報酬上の特例あり）  | <b>病床確保料の補助なし</b><br>〔 他の疾病と同様、幅広い医療機関で対応 〕<br>〔 診療報酬上の特例は終了、特に感染対策が必要な感染症<br>患者（新型コロナ含む）の入院管理を評価 〕 |
|   | 患者に対する公費支援  |   |   |
|   | コロナ治療薬の自己負担分<br>に対する公費支援<br>（外来・入院）                         | 一定の自己負担を求めつつ公費支援を継続<br>〔 医療費の自己負担割合に応じ、1割の方：3,000円、<br>2割の方：6,000円、3割の方：9,000円を上限に自己負担 〕<br>―― 外来医療費（初診料、検査料等）は自己負担 | <b>公費支援なし</b><br>（他の疾病と同様、診療報酬の中での通常の自己負担）  |
|   | 入院医療費の自己負担分<br>に対する公費支援                                     | 一定の自己負担を求めつつ公費支援を継続<br>（高額療養費制度の自己負担限度額から、原則1万円を減額）   |   |

### 3 令和6年4月以降の医療機関の受診等について



【令和6年度からの新型コロナウイルスワクチンの定期接種】 ※ 詳しくは市町村からご案内。

○ 実施主体：市町村

○ 回数・時期：毎年1回（秋）

○ 接種費用：原則有料（各市町村が料金を決定）

○ 接種場所：各市町村で案内

○ 対象者：・65歳以上の方

・60～64歳で、心臓、腎臓、呼吸器等の機能に一定の障害がある方 等

※ 上記以外の接種希望者は、任意接種として自費で接種可能。